

日本組合教会の信仰職制について

土 肥 昭 夫

はじめに

組合教会について述べるとき、読者の反応は二通りにわかれらるだらう。ある入たちは、その時代に生き、それなりの良さを知っている。そこで、それを後の時代の人たちに伝えたいが、なかなか困難である、わかってもらえない、というもどかしさがこの人たちにある。これについては、体験は歴史的なものである以上、そこに固有性と共に限界性がある。そこでその体験をロゴス化し、体験を異にする人たちにも理解されるような内実を備えるべきである。そうすれば、後の人たちが物を考えるときの素材たり得るだらう。また、ある入たちは教団時代に生きているが故に、それ以前のことを見ても、よくわからぬい、現在の問題は教団という現実の中で何を伝え、どういう教会をつくっていくかが問われている、というだらう。しかし、その教団は合同教会であり、さまざまな教派の歴史的伝統が混在している。会衆派のそれもその中にある。教区や教団で伝道・牧会やそれに関連して教会観、教会法が問題になるときに、あらためて自分の立場を問いかえす必要が生じる。その場合、会衆派の伝統に対する自己の態度決定がせまられるにちがいない。

すでに組合教会は現存しない。したがって、組合教会の神学者といはものは存在し得ない。しかし、この教会が信仰職制において標榜した会衆派の神学的立場つまり会衆主義を唱えることは自由である。¹⁾長老主義、メソジスト主義に

※本論文は1984年9月11—12日に行なわれた同志社神学協議会における講演の内容を補筆し、文章化したものである。

についても同様のことがいえるだろう。現在の教団で求められている一つの課題は、そこで生起してきたさまざまな問題をそれぞれがそれぞれの神学的立場から論議をかわし、妥当な解決方法を見出すことであろう。この小論はそのための素材を提供することを目的としている。それは「組合教会とは何か」ということを、信仰職制の問題に限定し、それを歴史的に明らかにしようとするものである。伝道の問題は他日に論じることにしよう。

1 英米の会衆派について

この部分はくわしく述べない。ただ、会衆主義がそこから唱えられてくるので、それに関連したことを述べよう。

英米の会衆派はいわゆるピューリタンといわれる人たちの間から生まれてきた。16世紀末より17世紀において、イングランドで主教制にもとづく国家教会体制が確立していったが、宗教改革的伝統とくにカルヴァンの影響をうけ、これを擁護しようとする人たち、つまりピューリタンの見解は、教会改革について三つの立場にわかれた。①国家教会体制は主教制ではなく、長老制にすべきであるという人たち、いわば the Reformed Church of England を唱えた人たちである。この勢力は議会に強く、彼らが王党派をおさえて、主導権をとったとき、ウェストミンスター聖職者会議（1643—47）を開かせ、会議は教会の教理や政治に関する取り決めをした。ウェストミンスター信条などがそれである。これはその後の英米長老派の源流となった。②これに対して、主教制であろうと、長老制であろうと、国家教会体制そのものが問題である、国家教会体制より分離することが教会改革を実現する方法であると唱える人たちがいた。彼らは分離派であり、いわば the communion of true believers in England をイメージとして持っていた。ロバート・ブラウンがその代表的存在であるが、彼自身はのちに国教会の牧師として後半生を送った。

③さらに第3のグループがいた。彼らは独立派とか会衆派といわれる人たちである。彼らは①と②の間に立つ人たちで、the communion of saints for England とでもいうのが、その考え方であった。彼らは国家教会体制を批判して、自覚的信仰に立つ聖徒の交わりとしての教会の自由独立を唱える点では

分離派と考えを同じくした。しかし、国家教会体制より分離することは考えなかった。スクルーピーよりライデンに逃れたジョン・ロビンソン、ヘンリー・ジェーコブ、ウィリアム・エイムズらにみるとおりである。独立派の人たちはイングランドにおいても、教会改革に従事しようとした。彼らのある人たちはウェストミンスター聖職者会議に参加し、カルヴァン的教理を擁護した。しかし、長老制には反対であった。クロムウェルの支配体制が出現すると、彼らはサヴォイに会議を開き、²⁾サヴォイ宣言（1658年）を公にした。彼らはそこでウェストミンスターの信仰教理に同意しつつも、その教会政治においては、すべての権能は各個教会に付与され、それ以上の権威は存在しないことを唱えた。会衆主義の主張がここに表明された。

イギリスは18世紀後半の産業革命を経由して資本主義が発達し、近代市民国家の体制を整えていった。それにともなって、政教分離、宗教の自由化が進んだ。1822年の地方自治体法（Corporation Act）、審査法（Test Act）の廃止により、いわゆる非国教徒も大学教育をうけ、公職につく道が開かれた。29年にはカトリック教徒にも宗教寛容の原則は適用された。また、教会の形骸化や理性主義に対する挑戦としてメソジストにみられる福音主義的信仰復興が起こった。さきの宗教の自由化とここにみる宗教の運動化は、イギリスにおける教派の発達を促した。こういった動向の中で、会衆派も全国組織をつくることになった。従来は州単位の county association of the churches であったが、それらが結集して union を組織することになった。1832年にイングランドとウェールズにおける約800の会衆派の教会が The Congregational Union of England and Wales を結成した。この Union が翌年に公にしたもののが Declaration of the Faith, Church Order, and Discipline of the Congregational or Independent Dissenters ³⁾である。それは信仰告白に対する見解、信仰箇条、教会制度や政治の原則を述べたもので、そこから会衆主義的立場が明白に知られよう。

アメリカの場合、17世紀にイングランドより移民してきた会衆派の人たちはマサチューセッツ、コネチカットに植民地を開き、神権政治を行なった。その後ヨーロッパの移民が増大し、それにつれて諸教派が導入され、ニュー・イン

グランドも会衆派だけの世界でなくなった。独立革命や西部開拓によって、アメリカ社会は大きく変貌していった。会衆派も西部伝道に従事したが、バプテストやメソジスト、長老派のように拡大しなかった。海外伝道ではアメリカン・ボードを1810年に設立して、その先駆者的役割を果たした。18世紀末より19世紀は教派の時代といわれる。⁴⁾会衆派も他教派と共に存し、伝道活動を競い合うことになった。会衆派の諸教会は地域ごとに *association* を組織しており、必要に応じて全国的な *synod* や *convention* を開いてきたが、1871年のオベリン会議で全国組織を固定化し、総会も定期的に開くようにした。これを *the National* (のちに *General* と改称) *Council of the Congregational Churches* という。このときに公にされたものが *The Obelin Declaration of the National Congregational Council* ⁵⁾である。これは教理と教会政治について簡潔に述べたものであるが、これとさきの33年のイギリス会衆派の宣言によって、会衆主義の性格をみよう。それは次の通りである。

信仰者の交わりとしての各個教会は直接的にキリストにつながり、キリストを首とし、キリストに対する責任を負う。したがって各個教会はこのキリストの権威を除くいかなるもの、例えば主教や長老会に依拠せず、それに対する責任も持たない。ところで、このキリストは公同の教会の首でもあり、他の各個教会もまたキリストにつながっている。したがって、各個教会は相互にキリストにある交わりを持つ。このような交わりとして結成されたものが全国組織である。この全国組織は今述べたような会衆主義の原則に立って信仰告白を持ち、教会政治を行なう。したがって、信仰告白は法的権威をもたず、同意を強要するような基準ではない。それは個人の良心の完全な自由を確保しつつ、各自に共通に信じられていることを一般的なインフォーメーションとして宣言するものである。また、教会政治は各個教会の自治と相互の協同を基本的な方針とする。

会衆主義といえば、各個教会主義であり、それは自分の教会のことには専念し、教区や教団のこととはあづかり知らぬといい、その規定や決議に対して各個教会の自由を唱えて、それを無視したり、否定するような考え方であると決めていく人たちがいるが、そういう考え方には各個教会エゴイズムであって、

会衆主義とは無縁である。個人の人権を唱え、国民主権を標榜するものは、他人の人権を尊重し、国民主権を保障する人民国家をつくることを自己の課題とするだろう。各個教会の主権を唱える会衆主義も同様である。

19世紀が教派の時代であったとすれば、20世紀は教派の提携・協調、そして教派合同の時代であろう。それらは同系統の教派のみならず、異なる伝統に立つ教派の間にも行なわれ、さらに世界教会協議会のような世界的規模の協力機構を生み出した。イギリスの場合、1972年に *the Congregational Church in England and Wales* と *the Presbyterian Church of England* が合同して *the United Reformed Church* を結成した。これは45年以来の懸案で、約20%の会衆派教会がこれに加入した。アメリカでは、会衆派の教会は1931年に *the Christian Church*、57年に *the Evangelical and Reformed Church* と合同した。後者の合同運動は42年より始められ、57年に公式に宣言され、61年に発足した。*United Church of Christ*⁶⁾ がそれである。59年に両派の代表者は信仰のステートメントを公表したが、その見解が興味深い。信仰告白は信仰を試問するもの(*test*)ではなく、証言するもの(*testimony*)である。また、それは合同以前の教派の信仰告白にとってかわるものでもない。それは各個教会を拘束するものではなく、会衆はこれを受諾することは要求されない。しかし、それは合同したものたちの信仰、愛、理解に対する感謝の獻げ物(*tribute*)として存在する、というのである。また、教会政治は会衆制と長老制をませ合わせたようなもので、各個教会の自治を生かしつつ、*association*, *conference*, *general assembly* による代議制を行なうこととした。教会政治のいき方は、その教会の実情に即して、さまざまな展開をとげることを知っておくべきであろう。

2 日本組合基督教会について

組合教会はアメリカン・ボードの宣教師と同志社出身の牧師たちをほぼ中心として結成され、育成されていった。ボードはその方針として福音伝道を目的とし、そこに設立された教会に特定の教派的性格を導入しないことを方針とした。1872年の第1回宣教師会議に彼らも出席し、日本に設立される各個教会が

同一名称、同一政治とすることに賛同し、のちには同一信条とすることも反対しなかった。しかしそういう各個教会が合同して日本基督公会を組織しようとしたとき、自分たちの思惑からこれに反対し、合同教会は実現しなかった。74年以後関西の各地に教会が設立されたが、それらは同一名称、同一政治をとり、まさしく地域的教会（the local church）といわれるにふさわしいものであった。教会はその地域における信徒たちの交わりであり、その地域の人びとに伝道するために存在した。そこに特定の教派的性格はなかった。しかし、会衆主義という立場よりみれば、納得し得るものがないわけではなかった。神戸公会の条規をみていくと、これは明白である。⁷⁾それはまず「公会の主意」をあげるが、そこで各個教会の教会的性格を述べている。また「信仰の条例」は福音同盟会の教理的基礎九カ条であるが、これは会衆の信仰を厳密に規定し、拘束するものとうけとられなかった。また「兄弟の約束」というのがあるが、それは神の恩恵の契約に応答するものとして信徒が相互に業の契約にはげむことを約束しており、会衆主義の神学的特色として唱えられる契約の神学を反映するものとみることもできよう。

さて、これらの教会は相互の交わりを深めていったが、やがて全国各地への伝道を志して、1878年に日本基督伝道会社を設立した。その第9年会で日本組合教会を設立した。96年4月のことである。そこでこの教会の設立当時の特色をみよう。①この設立に関与した小崎弘道の回想によれば、當時諸教派が組織を結成しているので、従来地域的教会であった組合系の諸教会もこれと区別するため、また諸活動をするために教会の組合をつくる必要にせまられた、とい⁸⁾う。②設立された教会はミッションより独立した自由自治の教会で、宣教師は忠告するだけで、その決議に参加しなかった。小崎によれば、その名称も会衆教会とせず、通俗的なことばとして組合教会とした。宣教師たちもこれを独立の教会とみた。⁹⁾③その教会規約によれば、その政治は各個教会の自治を基調とし、それらが相互に協力して伝道するために行なわれるのであり、その考え方には会衆主義的であった。¹⁰⁾それは一應教会—地方組合部会—総会という方法をとる。ただし、これに関する規約の内容はあまりにも簡単であり、法的には未熟である。したがってその後毎年のように補足改訂され、1904年の第20回総会で

全面的に新しいものとなった。④信仰カ条は福音同盟会の教理的基礎九カ条である。¹²⁾この九カ条は信仰告白にかわるものではなく、福音主義という大まかな枠組であり、賛同することがのぞましいとする性格のものであった。これも会衆主義的である。⑤当時の教会数は40、教職は43名、信徒は約4,600名であり、その指導層の間には意見の対立はあっても、気脈はよく通じていた。宮川経輝は、「我組合教会の政治は恰も一家族の政治にして、愛を以て繋がり、彼（一致教会一筆者）は恰も一政府の如く法律を以て束縛する有様なれば、所詮今日は一致する事難からんと信ず」と述べている。¹³⁾当時の教会の体質を物語るものであろう。

1892年の第7回組合教会総会は「信仰の告白」を採択した。¹⁴⁾80年代末より新神学が流布し、三位一体の神やキリストの神性を否定するような結果に陥るとみられた人たちがあらわれた。このような情況にかんがみ、穩健な福音主義を唱えた小崎が起草した五カ条が、この総会で一、二の修正のうえ46対2で採択された。これは三位一体の神、キリストの位格とその業、聖霊、聖書、教会と救いを福音主義的にとらえた箇条書き風のものである。信仰義認や聖化にふれず、神の選びの予定の問題は避け、会衆主義的教会観は述べられず、宣教師シェローム・デビスが、自分はこれに同意するが、ほかにも信じるところがある、と発言するような内容のものであるが、当時のキリスト教界の動搖した状況に対して自前のものを提示したことは評価しなければならない。

問題はその「信仰の告白」に対する見解である。この総会で、小崎は組合教会が他に対して信仰の要点を表白したものであり、信条のように法律的なものではないと弁明し、原田助はこれが各教会の信仰カ条にとってかわるものではない、各教会はこれと同じ意味をもつならば、別の告白を決めてよい、この信仰告白の解釈を一定にする必要はない、とことわった。これは会衆主義的な信仰告白観といえよう。

組合教会の「信仰の告白」の取り扱いはその後数奇な運命をたどった。第7回総会は規約を「組合諸教会は別紙にある信仰の表白をなす」と修正し、さらに97年の第12回総会は「日本組合基督教会は本規約に同意し且別項に掲ぐる信仰の告白を標準とする諸教会を以て成り立つ者とす」と修正した。しかし、

1904年の第20回総会が新しい規約を制定したとき、信仰告白に関する叙述は省略された。そこで小崎の提案により、この総会は、これによって従来の「信仰の告白」は消滅したのではないことを確認した。けれども、その後の教会便覧はいつの間にかこの「信仰の告白」を掲載せず、人びとの目にふれることが少なくなった。このような事態になる背景に、各個教会が自己の信仰告白を持つようになったことが考えられる。1901年に制定された靈南坂教会の「教会の趣意及誓約」は、「信仰の表白」として組合教会の「信仰の告白」を文字通りとり入れた。この教会は小崎が牧する教会であるから、その提案によるものであろう。しかし、同じ年に可決された神戸教会の「信仰の告白」はこれと多少相違する。一般には神戸教会の方が各地の組合教会で信仰告白を決めるときに参考にされた、と思われる。いずれにせよ、組合教会では、各個教会が1892年の「信仰の告白」を文字通りに告白する法的な義務はなく、それぞれが自己の信仰告白をもっていたのである。

組合教会の歴史的特質をその規約より考えてみよう。¹⁵⁾ それも日本基督教団教憲と比較しつつ、その特質を明らかにしよう。組合教会の規約は1904年に新たに制定され、さらに1919年の第35回総会で大巾な修正が行なわれ、その後もしばしば修正された。ここに用いるものは1938年刊行のものである。何よりもまず、教団教憲の場合、前文で教会とは何かを述べ、教団成立を説き、第1条で「本教団はイエス・キリストを首と仰ぐ公同教会であって、本教団の定める信仰告白を奉じ、教憲および教規の定めるところにしたがって、主の体なる公同教会の権能を行使し、……」という。これはほぼ旧日本基督教会の憲法に準拠したものである。組合教会には、このような条項はない。さきに述べたように、各個教会はこの種のものを教会の主意としてかかげたのである。教団がキリスト一公同教会一教団とつなぎ、教団に教会の権能の行使を求めるのに対して、会衆派の教会はキリスト一公同教会一各個教会（複数）一その交わりとしての全国組織という立場に立つ。その限りにおいて、会衆主義は教団の教憲の趣旨とは相違する神学的立場に立つ。教憲第2条の信仰告白に関する条項も規約にはない。その間の事情はすでに述べたとおりである。

教憲第4条は会議制による教会政治を唱える。教団に合流した諸教派がそれ

ぞれの立場において教会会議を開催して政治を行なっていたので、その共通項をとつて會議制という表現が生まれた、と思われる。規約も教会一部会一総会という會議制を考えている以上、この第4条と相違する趣旨を述べているとみることはできない。ただ、そのとらえ方が「自治を主義とし協同を精神とする」(第1条)といった考え方方に立つのである。このあたりは會議制の解釈に關係することになるだろう。教憲第5条は教団の最高の政治機關としての教団総会、その教会的機能と教務の総括者としての教団總會議長の位置を述べる。規約では總會議長は議事の整理にあたり、それとは別に会長が総会で選ばれ、教務を統轄する。ただし、会長はメソジスト監督のような権能は持たない。教団總会は代議制であるが、組合教会總会では教職はすべて議員の資格を持つ、總会の権限は両教会ともあまり変わらないが、教職の按手礼は總会で行なわれる。教憲第6条は教区の位置づけと機能であり、教区は教団の教会的機能と教務を執行する機構であり、諸教会の地域的共同体とされている。規約では、地域内の諸教会で部会を組織する、とあるので、後者の意味が強い。ただ、教区と部会の権限はあまり変わらない。部会は教会・伝道所の設立、加盟、解散、退会に協賛し、部会内の伝道、教会の個別の問題の処置を決めるのである。教憲の第7、第8条は各個教会であるが、規約とは、信仰告白問題を除けば、あまり変わらない。

教憲第9条は正教師、補教師のことを述べるが、規約にも教師、伝道師といった職位上の別があり、その職務も教団と変わらない。また招聘制も同じであるが、1937年の第53回總会で「教職銓衡規程」が可決されたので、教職部が教職の人事異動について一定の権限を持つことになった。¹⁶⁾なお、教師検定については、教師の按手礼志願者や伝道師志願者は自己の信仰告白、所属教会の推薦状を必要とするが、これは会衆主義的立場を反映する。また試験科目は神学校卒業者には全部省略されるのが通例であり、教師は論文、伝道師は説教を提出するだけであった。ただし、長時間にわたり口頭試問が行なわれた。教団は教・規に一章を設けて戒規をあげる。規約はそういうことはしていないが、總会、緊急の場合は理事会が加盟教会を除名し、教師を処分し、理事会が伝道師を処分する権限を持ち、教師会評議会は教師・伝道師を除名する決議をすることが

できた。ただ、これが実際に行なわれたかどうかはわからない。金森通倫や川本政之助はそれぞれの理由でみずから組合教会を離脱したのであり、戒規とは関係がない。

残された大きい問題は、50余年におよぶ組合教会の歩みの中で、その歴史的特質を分析することであろう。組合教会の標榜する会衆主義は各個教会または会衆ひとりひとりの自由と相互の連帯を唱えるだけに、彼らがその重荷に耐えるだけの主体的責任を持っていなければならない。規約はこれを法的に保障するかも知れないが、問われるのはそれを運用する組合教会のいき方である、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不斷の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ（傍点一筆者）」という日本国憲法第12条にこめられた精神が、組合教会に加盟したものたちにあったのかどうかが、その歴史の中で問われよう。すでにある特定の問題に関して、ある一定の時期における組合教会の歴史については論述したことがあるので、参考にしていただければ、幸いに思う。¹⁷⁾

3 日本基督教団への合同について

ある教派が他教派と合同しようとするときには、自己の教派的性格を自覚して他派との交渉に入るのが、通例である。この事は組合教会にもあてはまる。組合系ないし組合教会はそのような体験を3回した。1870年代半ばにおける日本基督公会結成をめぐる改革派、長老派との交渉、1880年代後半における一致教会との合同運動、1930年代末より40年代始めにおける日本基督教団統合をめぐる他派との談合がそれである。そのうちで、最後の合同が実現したので、日本組合基督教団は解散した。それだけにこの合同問題は重要である。そこで日本基督教団成立過程において、組合教会ないしその関係者がどのような対応をしたかを述べよう。

教団成立を本質的にとらえようとすれば、次の三つの時期をみなければならぬ。①1920年代後半より日本基督教連盟を母胎として諸教派の合同運動がすすめられてきた。これが停滞した頃、つまり39年3月に宗教団体法が成立し

た。諸教派は自派の教団設立認可にとりくんだ。40年6月に文部省が一定の規模をもつ教派を認可することを明らかにしたことで、諸教派の間に合併の動きが起こり、同年7月に救世軍幹部がスパイ容疑で取り調べられたことで、諸教派はミッショントとの関係をたち切る必要にせまられた。翌月以後、キリスト教指導者たちの間に諸教派、諸団体を教団として統合しようとする動きが急激に生じ、40年10月の「皇紀二千六百年」奉祝大会は新体制運動に便乗して全教派合同の完成を宣言した。諸教派はこれに応じた。②諸教派は直ちに教会合同準備委員会を結成し、翌年3月まで協議を重ね、結局信仰告白について意見の一一致をみなかったため、宗教団体法に必要な「教義の大要」をかかげることにし、信仰告白による单一合同ではなく、部制による合同にふみきることにした。日本基督教団創立総会は41年6月に開催された。創立当時の教団は部制による連合組織のようなものであった。文部省当局はこれを問題としたので、富田満統理は早急にこれを廃止することを上申し、その結果、教団はその設立認可を得た。42年11月の第1回総会は部制を解消し、教団立神学校設置のために、既設の神学校の統合に着手した。同志社大学文学部神学科はこの統合による廃止の危機に直面した。③41年6月に教団は創立されたが、信条問題は未処理のままに残された。¹⁸⁾ 戦後これが再燃し、46年10月の第4回総会は信条委員会を設置し、48年10月の第5回総会は使徒信条告白を決議した。この前後より旧教派関係者が会派をつくり、人事や伝道をすすめていた。特に旧日本基督教会のある人たちは自派の信条、制度をもつ会派の公認を教団に求めた。これに対して、当時教団機構の民主化にとりくんでいた機構改革委員会は、このような会派は教会の中に教会をつくることになるので、認められないという報告を50年10月の第6回総会に提出し、総会はこれを承認した。この頃より教団としての信仰告白をつくる動きが具体化し、51年3月に信仰告白制定特別委員会が設置され、委員会は一定の成果を得て第7回総会にその草案を提出した。さらに2年間の検討を経て、54年10月の第8回総会にその草案を提出し、総会は圧倒的多数でこれを可決した。戦後の教団体制はこれで一応整うことになった。

それぞれの時期に関する組合教会とその関係者の対応をみよう。組合教会指導者は連盟を母胎とする諸教派の合同運動には積極的であった。その合同案を

みていると、会衆主義的立場は十分とり入れられた内容になっていた。ところが、日本基督教会の指導者の多くはこれに消極的であり、これが運動の停滞した大きい原因と考えられる。40年8月以後全教派の合同への動きが活発になったとき、組合教会指導者はその推進者であった。彼らは、これこそが年来の懸案であり、戦時下の困難な状況の中で教会をつぶしてはならないという自己保存的意識で一杯であった。40年10月、「皇紀二千六百年」奉祝大会に先立つ第56回総会は、キリストにある一致にたちかえり、新体制に応じ、「互譲の精神¹⁹⁾に依って無条件にて」合同に対処することを全員起立で可決した。

「無条件」とはどういう事か。組合教会にはそれなりの合同論があるはずである。それをもって他派と交渉し、妥結点を見出すということをも放棄するというのだろうか。たとえば、信条問題について、三井久や大下角一は、教派合同には賛成であるが、それ故にこそ信仰の自由とか福音信仰の体験の豊かさを信条によって束縛してはならないとし、信仰告白の画一化、その拘束性に反対²⁰⁾であった。これは明らかに会衆主義的な信条観であろう。しかし、彼らの見解はさきの総会決議に反映されなかった。また、新教団は宗教団体法に準拠する以上、統理者制をとることになった。その権限は組合教会の会長とは比較にならぬほど強大であり、また会衆主義の唱える会議制と根本的に相違する。このような事も「互譲の精神」のもとに黙殺され、「無条件」に教派合同に赴こうというのが、この総会決議の趣旨であろう。

組合教会は無条件で合同に対処することにしたとはいえ、教会合同準備委員会に無定見でのぞんだわけではない。信条問題は慎重を要するので、合同後特別委員会で検討することにし、教義の大要で間に合わせてはどうか、と提案した。これには日本基督教会が反対であったが、彼らも信条委員会が提出した草案に不満足であった。結局組合教会が提案した、教義の大要による合同にふみきることになり、その代わりに部制によって各派の信仰職制上の自由が保障されることになった。この部制は一年余で解消したが、組合教会が属した第3部総会はこれを既定の方針のようにうけとり、これを承認した。これで組合教会は教団機構の中に完全に吸収されたのである。この事は各個教会にとって重大な問題でなければならなかった。各個教会の自由自治を重んじる会衆主義の立

場よりみれば、組合教会を解散して教団を結成することのはずについては、各個教会が十分論議し、そこでまとまった意見を組合教会総会に反映すること、さらに教団に加入するかどうかを各個教会で十分に論議し、これを決めることがのぞまれた。しかし、組合教会に加盟していた諸教会で、これらの事柄がなされた形跡はまずみあたらぬ。彼らは教団設立認可が得られると、教団所属の教会としての教会規則認可申請を地方官庁に申請した。

教団の統合政策が既設の神学校に及んだとき、同志社大学の神学校関係者は、そこまでしなくてもよいのではないか、と考えた。教団は関西学院神学部と同志社大学神学科を合併して、西部神学校を設置することにした。関学は自己を解消して教団立神学校を迎えるようとしたが、同志社は神学科を同志社から切り離すことが出来ないとして、自己を解消しないで教団立神学校を迎えるれようとした。そのために、教団は西部神学校を関学におくこととした。その後、44年3月には西部神学校は東部神学校と合併され、日本基督教神学専門学校（東京神学大学の前身）として発足した。同志社大学神学科は西部神学校に合流することなく、43年2月には神学教育後援会を結成して関係者の結束をはかり、同年6月には教団教師養成機関として認定されることを教団に求めた。²¹⁾ 同年11月の第2回教団総会では教団立神学校には教師検定試験においてさまざまの特典を与えるが、同志社大学神学科在学中のものについては47年9月までこれを与えることを付則とする議案が提出された。これについて質疑応答があつた後、鈴木浩二総務局長はその付則の運用に関しては常議員会にその決定を委任することを動議し、議場はそれを認めた。戦後になって、47年4月に神学科は文学部より独立して神学部として設置することが大学令によって認可され、翌年4月には学校教育法による大学神学部設置の認可を得た。また、同年11月の第7回常議員会は同志社大学と教団との間に新しい協定が成立するまでは既得権を継続することを決めた。この頃より教団と特別な関係を持つ神学校は認可神学校という名称で呼ばれることになり、同志社もその一つに加えられた。同志社関係者の戦時下の文書をみると、彼らは教団の戦時下の諸政策には積極的に協力していくが、自己の存在をおびやかす政策には追随することができなかった。

戦後における信仰告白制定に関する組合教会関係者の対応をみよう。第4回総会で選ばれた信条委員会が47年11月に公にした草案は靈南坂教会の「信仰の表白」を参考にしたものであった。これについて、岩村信二は、教団解体の気運にあるとき、これをつなぎとめるために信仰告白の制定の意義は認めるが、それに縛られて信条主義に陥ってはならない、²²⁾ と唱えた。この草案は信仰告白制定それ自身に反対する動きや処女降誕が欠落しているとの意見が教区総会にあらわれたので、第5回総会に提出されず、それに代わって教憲第2条を修正し、「使徒信条を告白」することを明らかにする議案が提出された。吉田隆吉議員は、この告白は拘束力を持つか、と問い合わせ、村田四郎信条委員長は拘束力をを持つと答え、岸本貞治議員は、処女降誕は信すべきかを問い合わせ、村田委員長はそれについては「度外れた解釈」は許されない、と答えた。この議案は172票中164票で可決された。村田の答弁は会衆主義的立場よりすれば、容易に認めがたいものであった。しかし、それはその後の信仰告白の制定に著しい影響を及ぼすことになった。

第6回総会における機構改革委員会の報告は信仰告白制定の方向を決定した。それはこの委員会書記の北森嘉蔵の神学的立場を反映したものであった。それによれば、信仰告白は恩寵への賛美告白であり、拘束性といった律法主義的なものにとられてはならない。しかし、信条問題を今述べたように福音的に理解するならば、自発的に告白された福音はおのずから告白する教会を従順ならしめる。その意味で拘束性は成り立つ、というのである。これは福音と信仰告白を混同し、自発性と拘束性を両立させる上で、実は拘束性をひき出し、福音的とか律法的という語をたくみに使いわけて、自己の論議を正当化しようとするこころみにすぎない。

51年3月に発足した信仰告白制定特別委員26名のうち旧組合教会関係者は厳密には3名であった。そのうちで、起草小委員会に加わった魚木忠一は信条の²³⁾ 法的拘束性には否定的立場に立っていた。第8回総会は信仰告白の最終草案を審議した。そのなかで、荒谷健市議員は成文化された信仰告白を持つことに苦痛を感じる教会に対する配慮を問い合わせ、石原たちは、これまでの処置にもとづき、信仰告白によって教会の一致を欠くようなことは考えられない、と答えた。

た。また西村闇一、平山照次両議員は草案の内容に関する質問をし、委員はそれぞれに答えた。その可決について、満場一致の声も強かったが、それに反発する声もあり、賛成者起立による採決をしたところ、ほとんどの議員は起立したが、そうしなかった議員も若干名あった。この信仰告白の制定について、三井久は、信条に関して立場を異にする人たちが一つの告白を持つに至ったことを合同教会としての教団のために喜び、感謝するとのちに述べた。²⁴⁾

旧組合教会関係者がこの信仰告白制定に賛同したのは、「この信仰告白と矛盾しない限りでは、各個教会も信徒も従来の歴史的伝統ある信仰を告白することが許される」という特別委員会の「付帯的説明」があったためであった、といわれている。²⁵⁾しかし、委員会が歴史的伝統のある信仰告白と考えているのは、ニカイア信条やウェストミンスター信条のようなものであって、各個教会の信仰告白ではなかったようである。しかも、それは懇談の中で出た程度である、と述べられている。もっとも、上記の引用文は、各個教会が伝統的に使用してきた自己の信仰告白の使用を認めているとも解釈される。しかし、この付帯的説明が引用している石原謙委員長の発言の趣旨は、この付帯的説明とニュアンスを異にする。²⁶⁾石原は、「教団は多くの旧教派の合同であり、旧教派の準拠していた歴史的な信仰告白を、教団の信仰告白と矛盾しない限り必ずしも拒否するものではない」という。ここでは各個教会の信仰告白は一義的に考えられていない。さらに、彼は、特別委員会は各自の立場を尊重しつつ、しかも全員が一致し得る告白文に到達するように努力した。「故に全教会が之を受け容れるに当っても、われわれは決して歴史的信仰告白の廃棄を要求しないし、また各個人の信仰の自由を限定しようとはしない。同様に各自の信ずるところに従って之を批判するにしても、単に個人ではなく教団全体が一致して告白し得る信仰をせん明する為の態度を以て積極的建設的な論議を尽くし、……」というのである。ここから、各個教会の信仰告白が許されているとする付帯的説明はでてくるだろうか。石原の意図は、委員が各自の信仰の自由を尊重しつつ、全員が一致し得る信仰告白に到達したことを感謝し、その信仰告白を批判するにしても、建設的にしてほしい、とのぞんだのである。²⁷⁾付帯的説明のことばは石原の文言の一部をとり出して、あたかも各個教会が自己の信仰告白を用いる

自由があるかのように述べ、旧組合教会関係者はそれを自分に都合よく解釈していった、と思われる。少なくとも公式記録からは、このようにしか理解できないのである。

おわりに

その後の教団の歩みにおいて、信仰職制上問題になるのは、教区の教会性をめぐる論議、第12回総会（1962・10）における教区の定義、さらに第15回総会（1968・10）における機構改正による教区への権限委譲の問題、67年3月の戦責告白、69年以後の諸問題であろう。これらの問題については、旧組合教会関係者の対応をみるよりも、むしろ会衆主義的立場よりみれば、どのような評価ができるかを問題にするべきであろう。最初に述べたように、今や組合教会は存在せず、あるのは会衆主義的立場という神学的主張だけであるからである。それは、一言でいえば、各個教会をキリストの身体である公同教会につながるものとしてとらえるが故に、その教会的権威を認め、その機能の行使を唱える。しかし、他の各個教会にも同等のものを認めるが故に、相互に交わりを持ち、共にキリストに仕えていく。それが教会政治としてあらわれる場合、各個教会の自治と相互の連帯を基本的な方針とし、信仰告白や会議制についても、その視点よりとらえていくのである。

このようにみると、各個教会につながり、その交わりより選ばれて教職としての職務にたずさわるもの、また信徒としてその交わりに生きるものキリストにある自由は限りなく大きいが、またその教職・信徒を問わず、その神またキリストに対する責任は測り難いほど重い。キリストにつながる信仰者としての自由と責任が自覚され、全うされないとところには会衆主義は単なる自己主張におわるだろう。会衆主義（Congregationalism）の語源をたどっていくと、ラテン語の congregatio（共に集まること、会）、congrego（共に集める、共に結合する）といった意味につきあたる。キリストにあって共に集まり、共に結合することが会衆主義という語のルーツである。その精神を各個教会、またその地域的共同体としての教区、その全国組織としての教団において発揮することが、会衆主義を唱えるものの責任であろう。

注

- 1) 周知のとおり、K・バルトはアムステルダムの世界教会協議会の準備のために書いた *Die Kirche Die lebendige Gemeinde des lebendigen Herrn Jesus Christus*, 1947において会衆主義的な教会観をつよくうち出した。彼はスイス改革派の神学者であるが、そういう自由を持っていたのである。
- 2) 筆者はかつてサヴォイ宣言のうち会衆主義的立場を明らかにする部分を訳し、その解説をしたことがある(『信条集 後篇』新教出版社、1957、1982所収)。
- 3) この宣言の全文は Philip Schaff, *Creeds of Christendom*, Vol. 3, 1877, pp. 730—734 にある。
- 4) S・E・ミード、野村文子訳『アメリカの宗教』日本基督教団出版局、1978、第7章参照。
- 5) この宣言の全文は Philip Schaff, op. cit., Vol. 3, 1877, p. 737 にある。そのうち本文でも重要な部分と思われるところを原文で紹介しておこう。

They agree in belief that the right of government resides in local churches, or congregations of believers, who are responsible directly to the Lord Jesus Christ, the One Head of the Church universal and of all particular churches; but that all churches, being in communion one with another as parts of Christ's catholic Church, have mutual duties subsisting in the obligations of fellowship. (下線一筆者)

- 6) United Church of Christについては、とりあえず、Frank S. Mead, *Handbook of Denominations in the United States*, 1980, pp. 251—253 によった。
- 7) 神戸公会の条規のうち、神戸女学院には「公会の主意」、「信仰の箇条」、「バプテスマをうけて公会に入る人に尋ねる事」、「公会の規則」、「会議之心得」がある。筆者はさきに J. M. Davis, *Davis Soldier Missionary*, 1916, pp. 126—127 などにより、この教会の創立当時の条規を確定してみた(拙著『日本プロテスタント教会の成立と展開』日本基督教団出版局、1975, 39—41ページ)。前記のものは、趣旨はあまりかわらないが、文章はちがっている。おそらく、それ以後のものであろう。さらに、同女学院には『教会之心得』(1880)があり、41ページにわたって教会条規がおさめられている。前記のものはそれ以前のものであろう。
- 8) 小崎弘道編著『日本組合基督教会史』1924, 91ページ。
- 9) 同上書, 91—92ページ、小崎弘道『七十年の回顧』78ページ。
- 10) アメリカン・ボードの宣教師たちは組合教会を the Associated Churches in Japan と呼んだ(*Fragments of Fifty Years Some Lights and Shadows of the Work of the Japan Mission of the American Board*, 1869—1919, 1919, p. 18, General Conference of Protestant Missionaries in Japan, 1900, p. 913)。彼らはこの教会を自分たちの伝道の成果とみたが、あえて Congregational という語を避け、独立自治の教会と考えた。この英訳よりみれば、組合教会は一定の目的のために組織

- された結社ということになり、特に教派的性格は持たない教会ということになるだろう。
- 11) 創立当初の規約は湯浅与三『基督にある自由を求めて 日本組合基督教会史』創文社、1958、171—173ページにある。
 - 12) 福音同盟会については、中村敏「日本の初期プロテスタンティズムにおける福音同盟会（The Evangelical Alliance）の影響」（未刊）という優れた論文がある。
 - 13) 「日本基督教伝道会社第九年会記事」『同志社談叢』1983.2、383ページ。なお、日本基督教伝道会社の呼称はいろいろである。
 - 14) 『第七回組合教会並伝道会社年会』第一議事録は「信仰の告白」制定の経過を述べている。
 - 15) 関東同信会編『日本組合教会の特質と今日的課題及び日本組合教会規約等』（新島学園女子短期大学、1984）は創立当初の規約、1938年当時の規約その他各種の規定・協定、信仰の告白、諸式案内、統計、加入教会、浦河公会、神戸教会、靈南坂教会の条規を収めており、組合教会の手頃な資料集といえるだろう。
 - 16) 拙稿「1930年代のプロテstant・キリスト教界(2)—諸教派の動向—」（『キリスト教社会問題研究』1978.12）はその経過を述べる。
 - 17) 拙著『日本プロテスタント教会の成立と展開』には、日本基督公会、一致、組合両教会の合同運動、組合教会の自給独立問題、本文第三節でとりあげた日本基督教団の成立といった諸問題に関する組合教会の基本的姿勢を歴史的に検討した部分がある。
 - 18) 柏井創編「日本キリスト教団信仰告白の成立—資料による制定過程と問題」（『福音と世界』1972.1—5）は日本基督教連盟を母胎とする合同運動より第8回教団総会における信仰告白の制定までの信条問題を資料に即して検討した綿密な研究である。
 - 19) 「第五十六回日本組合基督教会総会概況」『基督教世界』1940.10.24。
 - 20) 三井久「組合教会の使命」同上紙、1940.9.26、大下角一「教会合同準備委員に望む」同上紙、1940.11.7)。
 - 21) 「同志社大学神学科の日本基督教団に対する関係につきての具陳書」（『同志社百年史 資料編二』同志社、1979、1707—1710ページ）は西部神学校設置をめぐる同志社の対応、神学科と教団との関係を求める理由などを詳細に述べている。なお、この資料編は神学教育後援会設立に関する資料も収めている（1710—1712ページ）。
 - 22) 岩村信二「『告白』草案について放言」（『教団新報』1948.3.1)。
 - 23) 魚木忠一は「非信条主義」とか「教理的寛容」という表現で、会衆派の信条觀を唱えた（「日本組合基督教会の伝統—その現代的意義」『一つと成らんため 教会の完成へ』日本基督教団出版部、1951)。
 - 24) 三井久「感想」（『基督教新報』1954.11.6)。
 - 25) 「信仰告白制定特別委員会報告」（『第八回教団総会議案・報告書』）はその制定の

経過や付帶的説明を述べている。

- 26) 石原謙「信仰告白文案の常議員会受理に際して」(『基督教新報』1954.3.13)。
- 27) 石原自身この信仰告白の内容について一種の自己批判のようなものを明らかにし、「現代日本の異教的世界を環境とするわれわれプロテスタント教徒の信仰的実存、態度、主張、批判が果たして遺すところなくこの文言の中に表明されているかどうか」を問い合わせ、「Confessions あるいは Articles としてはこれでよいであろうが、積極的にわれわれが今の時代に呼びかけ、同時代的同胞に説得するための宣言 Declaration または Statement としてもこれで十分であるかは、自信があるとは言えないようと思う」といい、「第二の告白」を期待した(『日本キリスト教史論』新教出版社、1967、307ページ)。筆者もこの提唱に一方的に反対というわけではないが、54年の制定のような方法では駄目であり、各教会、各教区その他において信仰告白に関する考え方やその内容に関する論議のつみ重ねが十分なされる必要があるだろう。